

入札参加心得の一部改正について（お知らせ）

令和6年12月18日

技 術 監 理 課

「下松市建設工事等指名競争入札参加心得」・「下松市建設工事等一般競争入札参加心得」・「下松市総合評価落札方式条件付一般競争入札参加心得」・「下松市物品調達等指名競争入札参加心得」を一部改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

1. 適用基準日

この心得は、令和7年1月1日から施行する。

2. 主な改正内容

（1）工事内容質問書の提出方法

- ・入札参加者は、設計図書及び現場等について疑義があるときは、指定期日までに、指定した提出先に**持参又はファクシミリにより、工事内容質問書を提出**することができる。ファクシミリによる場合は、**到達確認の電話連絡**をするものとする。

（2）入札辞退方法の明確化

- ・入札日時までにおいては**直接持参、郵送又はファクシミリにより、技術監理課に入札辞退届を提出**すること。ただし、ファクシミリによる場合は、**到達確認の電話連絡**をするものとする。
- ・入札会場内における**口頭による入札の辞退**は、これを認めない。
- ・入札参加者は、提出した**入札辞退届を撤回することはできない**。

（3）公正な入札の確保

- ・入札参加者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、外部の者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行ってはならない。**携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末の操作等**、外部との相談が疑われる行為も、同様とする。
- ・入札参加者は、入札執行宣言から入札執行終了宣言まで、**私語及び誤解を招くような不審な行為**はしてはならない。

（4）入札の取りやめ等

- ・**天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある**。

（5）失格要件の廃止

- ・**失格の要件を廃止して不参加として取扱うこととする**。

（6）入札保証金

- ・入札保証金の納付は免除する。ただし、**入札保証金の免除を受けた者が落札者となった場合において契約を締結しないときは、当該入札保証金に係る相当額を違約金として徴収するものとする**。

（7）補則

- ・**設計違算に関する疑義の申立て対象工事の入札等の特別な入札における取扱いについて、当該入札について定めた要綱等又は当該入札の入札公告、指名通知若しくは設計図書類等において特段の定めがあるときは、当該特段の定めのとおりとする**。

以上